

富士見市立針ヶ谷小学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月

<目次>

| | |
|--|-------|
| I いじめの防止等の基本理念 | 3 |
| II いじめの禁止 | 3 |
| III いじめの定義 | 3 |
| IV いじめの防止等のための基本的方針及び取り組み | 4 |
| 1 学校いじめ防止基本方針の策定 | 4 |
| (1) いじめの防止に関する取り組み | 4～5 |
| (2) いじめの早期発見に関する取り組み | 5～6 |
| (3) いじめへの対処に関する取り組み | 6. 7 |
| 2 『富士見市立針ヶ谷小学校いじめ防止対策委員会』の設置 | 7 |
| V 重大事態への対処 | 7 |
| 1 重大事態とは | 7～8 |
| (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または 財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき | 8 |
| (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を 欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき | 8 |
| (3) 児童等や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという 申し立てがあったとき | 8 |
| 2 重大事態の発生と調査 | 8 |
| (1) 重大事態の調査及び情報提供について | 8 |
| (2) 教育委員会への報告について | 8 |
| VI いじめ解消の定義 | 8 |
| VII その他いじめの防止等のための重要事項 | 9 |
| 1 『富士見市立針ヶ谷小学校 いじめ防止基本方針』の見直し | 9 |
| 2 『富士見市立針ヶ谷小学校 いじめ防止に係る年間活動計画』 | 9 |
| 別紙1 『いじめ問題への組織的対応図』 | 10 |
| 別紙2 『重大事態対応組織図』 | 11 |
| 別紙3 『富士見市立針ヶ谷小学校 いじめ防止に係る年間活動計画』 | 12～14 |

I いじめの防止等の基本理念

いじめは、どの児童生徒（以下「児童等」）、どの学校にも起こりうるもので、全ての児童等に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童等が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるように対策を講じなければならない。

また、全ての児童等がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよういじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童等の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童等が十分に理解できるように育まなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童等の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

II いじめの禁止

児童等は、いじめを行ってはならない。【いじめ防止対策推進法（以下「法」）第4条】

III いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【法 第2条】

<いじめの態様>

- ①冷やかし、からかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

（文部科学省：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査）

IV いじめの防止等のための基本的方針及び取り組み

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）のための対策に関する基本的な方針を定める。【法 第13条】

(1) いじめの防止に関する取り組み

①教育活動を通じた心の教育の充実について【法 第15条第1項】

ア 「特別な教科 道徳」において、児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や「彩の国道徳」、「富士見市独自の道徳教材」等を取り扱った道徳の授業を実施し、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こるいじめを未然に防止する。

イ 「いじめをしない、許さない」という人間性豊かな心を育てる。

ウ 「彩の国生徒指導等ハンドブック」や埼玉県教育委員会「人権感覚育成プログラム」を活用しながら、自他を大切にする豊かな人権感覚を育成する。

エ 児童の心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」「心づかい」「やさしさ」に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。

オ ピア・サポート活動の充実を図るとともに、実例を示しながら、実践的な活動を通して、相手を思いやり、互いに認め合える豊かな心の育成に努める。

②体験活動の充実について【法 第15条第1項】

ア 児童が他者や社会、自然との直接的な関わりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得させる体験活動を実施する。

イ 福祉体験や国際交流体験、ボランティア体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に教育活動に取り入れる。

③児童が主体的に行う活動及び支援について【法 第15条第2項】

ア 日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や社会体験を取り入れる。

イ 児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。

④いじめ防止を目的とした啓発活動、保護者及び地域住民その他の関係者との連携について【法 第15条第2項】

ア 「富士見市立針ヶ谷小学校いじめ防止基本方針」について、授業参観や保護者研修会の開催、HP、学校・学年だより等による広報活動により啓発を行う。

イ P T Aの各種会議や保護者会、学校運営支援者協議会等において、いじめの実

態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。

ウ デジタルシティズンシップ教育を通して、情報社会で適正な行動を行うための基になる考え方や態度を身に付け、ネットいじめ等の予防を図る。

⑤計画的な教職員の研修の実施について【法 第18条第2項】

ア 年間計画に基づき、いじめに関する内容について、定期的な事例研修会を実施する。

イ 教育相談に関する研修を実施し、カウンセリング技量の向上を図る。

⑥インターネットによるいじめへの対応について【法 第19条第1項】

ア ネット使用のルールや約束について講習会や授業を行い、正しい使用の仕方を学ぶ。（教職員・児童・保護者対象の研修会の実施）

イ 児童との信頼関係を築き、日々の観察や生活ノート等で早期発見・早期対応に努める。

⑦子どもと向き合う時間の確保

【埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針(以下「方針」) 第2 1 (3) (ク)】

ア スクールカウンセラーやふれあい相談員等を活用するとともに、人権擁護機関等の関係機関との連携等を図る。

イ 校務分掌の見直しや、研修の整理・精選、教材や指導案の共有化、有効的なICT機器の活用等、教員が行う業務の明確化を含む教員の負担軽減を図る。

ウ チーム学校として、年に複数回実施のいじめアンケートや、あのねポスト等を活用しながら、児童が担任のみならず、担任以外の教員にも相談できる体制づくりを推進する。

⑧学校評価への位置づけ【方針 第2 2 (1) オ】

ア 富士見市立針ヶ谷小学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組みの改善を図る。

⑨その他、特に配慮が必要な児童への対応（発達障害、外国籍の子ども、性同一性障害等）

【方針 第2 2 (3)】

ア 特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) いじめの早期発見に関する取組み

①定期的な調査等について【法 第16条第1項】

ア いじめ実態調査アンケートは発見の手立ての一つであると認識し、学期に1回以上実施する。

イ 記名・持ち帰り等に配慮する。

②児童・保護者・教職員が相談できる体制整備について

【法 第16条第2項・第3項】

ア 教育相談主任やスクールカウンセラーを中心とした校内の相談体制づくりを行う。

イ 担任以外の教員や養護教諭も含め、全教職員で連携して個々の相談事案に対応する。

③いじめを受けた児童等の教育を受ける権利等、擁護する体制について

【法 第16条第4項】

ア 児童の目線で、児童にわかりやすく、安心して相談できる仕組みをつくる。

イ 児童自身が「自分の人権」「他人の人権」を学び理解を深める。

ウ 児童が意見を表明し、児童が参加できる場や機会の充実を図る。

(3) いじめへの対処に関する取り組み

①いじめの通報等の義務について【法 第23条第1項】

ア 発見した教職員は一人で抱え込まず、いじめ防止対策委員会に直ちに報告し、情報を共有する。

②いじめの事実の確認及び教育委員会への報告について【法 第23条第2項】

ア いじめ防止対策委員会は速やかに関係児童から事情を聴き取り、いじめの事実の有無の確認を行った後、教頭が教育委員会に報告するとともに被害児童・加害児童の保護者に連絡する。

③いじめの確認があった場合、いじめをやめさせ、再発防止のため関係機関の協力を得て、いじめを受けた児童とその保護者への支援、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言について【法 第23条第3項】

ア いじめを受けた児童とその保護者に対して支援する。

イ いじめを行った児童に対する指導及びその保護者に対する助言を行う。

ウ 保護者と情報を共有し、保護者の理解・協力を得る。

④いじめを受けた児童が安心して教育が受けられる措置について

【法 第23条第4項】

ア 児童に対する親身な教育相談を充実させ、スクールカウンセラーの活用や養護教諭等との連携を図る。

イ 教育相談室を設け、児童が相談しやすい雰囲気になるよう工夫し、環境を整える。

- ⑤いじめを受けた児童の保護者といじめを行った児童の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの情報を共有する措置について【法 第23条第5号】
- ア いじめの事実について正確に両者に伝わるようにし、誤解を生まないよう配慮する。
 - イ 当事者同士の話し合いの場を設定し、いじめた児童の謝罪・いじめられた児童への報復の防止等を行う。

⑥いじめが犯罪行為の場合について【法 第23条第6項】

- ア いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、教育委員会と相談して、所轄警察署と対処する。
- イ 児童の生命・身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、教育委員会と相談して、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

2 『富士見市立針ヶ谷小学校いじめ防止対策委員会』の設置

学校がいじめに関する問題への対処をより実効的に行うため、いじめの防止等の対策の中核的な役割を担う組織を設置する。【法 第22条】

<校内組織>

①構成委員

校長・教頭・主幹教諭（教務主任）・生徒指導主任・学校教育相談担当教員・関係教職員

②活動内容

- ア いじめ防止全体指導計画を策定する。
- イ 児童理解に関する研修・指導援助に関する研修を実施する。
- ウ 各分掌の役割を明確化し、日常的な取り組みを実施する。
- エ いじめ防止対策委員会を中心とした校内の相談体制づくりを行う。
- オ その他、いじめ防止等に関する活動を行う。

③開催

- ア 年間活動計画に位置づけ、定期的を開催するとともに、必要に応じて開催する。

V 重大事態への対処

1 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

「生命、心身または財産に重大な被害」について【法 第28条】

(国の『いじめの防止等のための基本的な方針』参酌)

- 児童等が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 など

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

「相当の期間学校を欠席」について【法 第28条】

(国の『いじめの防止等のための基本的な方針』参酌)

- 不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。
- 30日に達していなくても一定期間、連続して欠席している場合

(3) 児童等や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき
【法 第28条】 (国の『いじめの防止等のための基本的な方針』参酌)

2 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の調査及び情報提供について【法 第28条第1項・第2項】

- ①教職員・児童及びその保護者等から事実関係や意見等に関する説明等を求める。
- ②関係団体に照会して必要な事項の文書等関係資料の提出・提示・閲覧・複写等の提供を求める。

(2) 教育委員会への報告について【法 第30条第1項】

- ①個人情報の保護について適切な配慮及び措置を施した上で、速やかに、当該報告書を教育委員会に提出する。

VI いじめ解消の定義

- 1 「(加害)行為がやんでいる状態が3ヶ月以上継続し、被害者が心身の苦痛を感じていないこと」
- 2 いじめの実態把握アンケート調査(6月、11月、2月)を行い、次のアンケート調査時に本人、保護者から訴えがない状態。

VII その他いじめの防止等のための重要事項

1 『富士見市立針ヶ谷小学校いじめ防止基本方針』の見直し

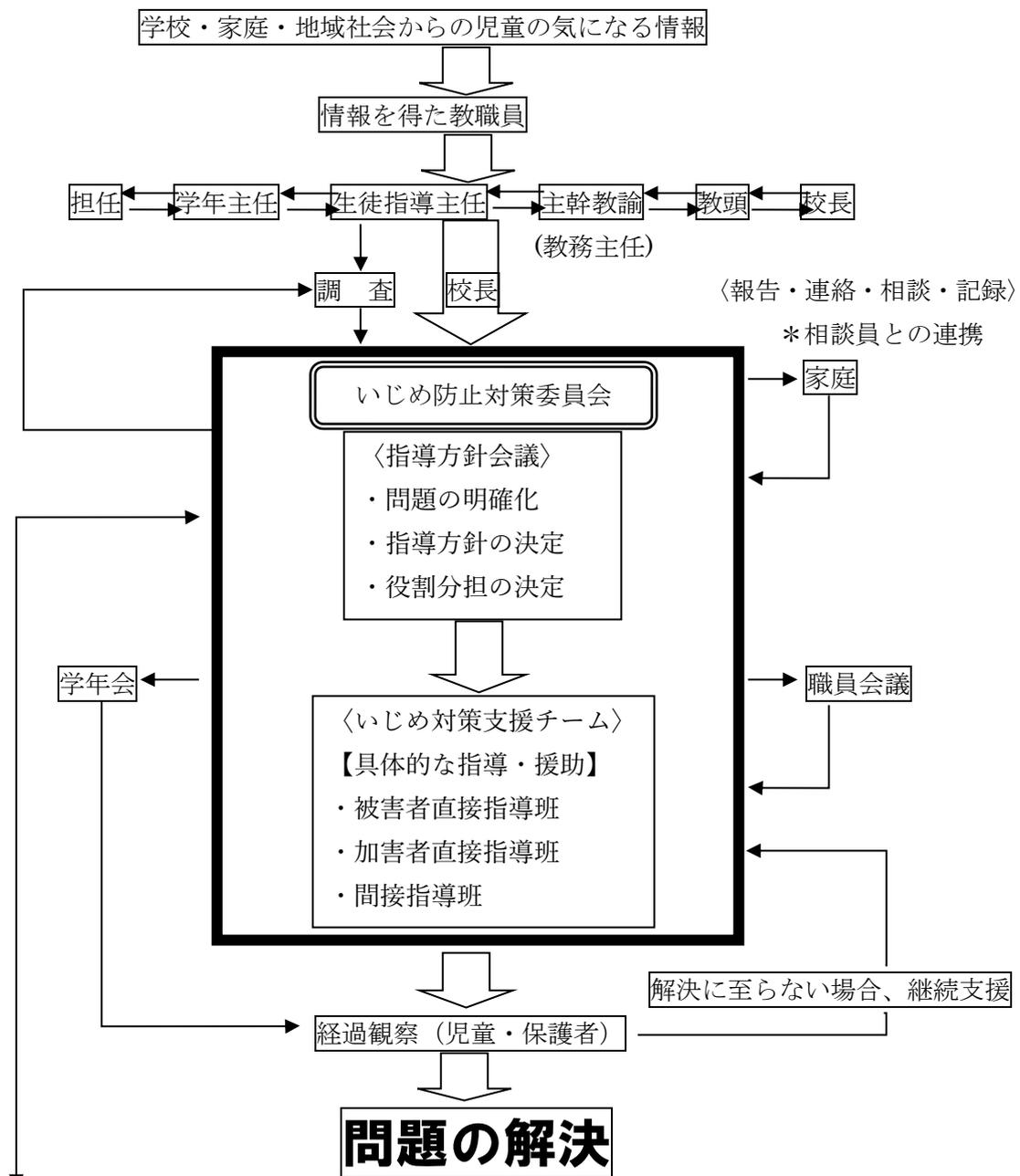
学校は、『富士見市立針ヶ谷小学校いじめ防止基本方針』に定めるいじめ防止等の取り組みが実効的に機能しているか、富士見市立針ヶ谷小学校いじめ防止対策委員会において検証し、必要に応じて見直す。

(国の『いじめの防止等のための基本的な方針』参酌)

2 『富士見市立針ヶ谷小学校いじめ防止に係る年間活動計画』

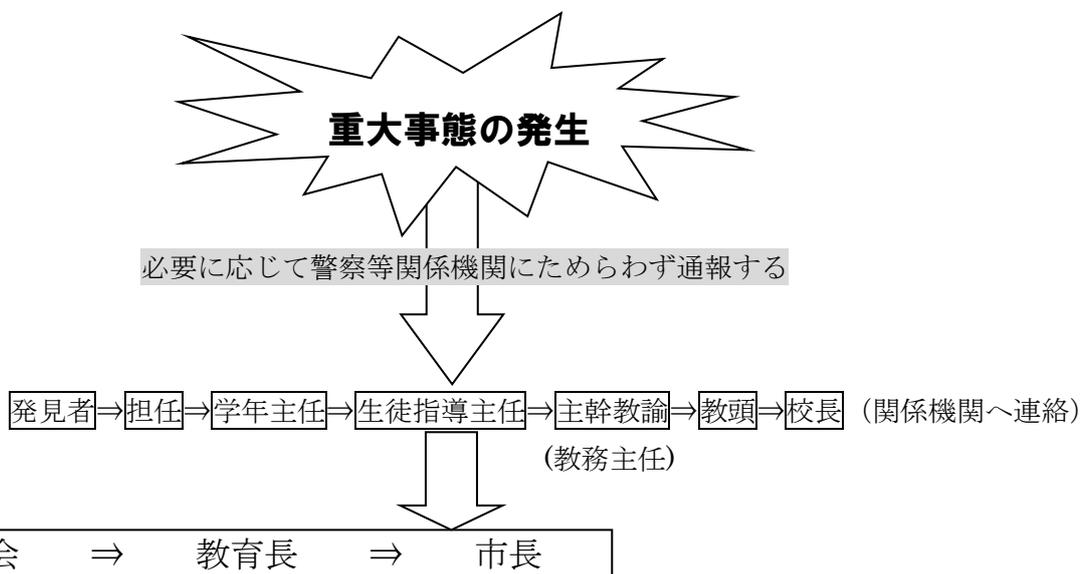
学校は、『富士見市立針ヶ谷小学校いじめ防止基本方針』に基づき、全教職員が何に取り組み、どのような成果を上げられるかが理解でき、P D C Aサイクルで検証可能な年間活動計画を策定する。

いじめ問題への組織的対応図



- 【関係機関との連携】**
- ・ スクールカウンセラー
 - ・ スクールソーシャルワーカー
 - ・ 教育相談室
 - ・ 子ども未来応援センター
 - ・ 教育委員会（学校教育課）
 - ・ 障がい福祉課
 - ・ 児童相談所
 - ・ よい子の電話教育相談
 - ・ 子どもスマイルネット
 - ・ 福祉事務所
 - ・ 少年補導センター
 - ・ 家庭裁判所
 - ・ 民生委員
 - ・ 東入間警察署

重大事態対応組織図



*順序を示しているが、緊急時には臨機応変に対応する。

緊急対応会議

- * 学校設置者の指導・助言のもと、調査組織を設置する。
- * 会議には必要に応じて専門知識、経験を有する第三者の参加を図る。

事実関係の調査

- * 公平性、中立性の確保に努め、事実の調査にあたる。
- * 調査主体に不都合なことがあったとしても、客観的に可能な限り事実を明確にする。

「いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合」

いじめられた児童から十分に聞き取る。在籍児童や教職員に対し、質問紙調査や聞き取り調査を行う。いじめられた児童や情報を提供した児童を守ることを優先した方法で実施する。

「いじめられた児童からの聴き取りが困難な場合」

当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査が考えられる。調査にあたっては被害児童、保護者の心情やプライバシーに十分配慮する。

適切な情報の提供

- * いじめを受けた児童、保護者に適時・適切な方法で経過を報告する。
- * 個人情報に十分注意し、情報を共有する。その際、該当児童、保護者への了解を得る。

調査結果の報告

- * 学校設置者に調査結果を報告し、その後の対応や措置を協議し、実行する。
- * 一報後、改めて、文章により報告する。

別紙3

富士見市針ヶ谷小学校 いじめ防止に係る年間活動計画

| 月 | 教職員の活動 | 児童の活動 | 保護者・地域等への活動 |
|----|---|--|---|
| 4月 | <ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止基本方針の確認 (職員会議) ○いじめ対策に係る共通理解 (職員会議) ○児童に関する情報交換 (生徒指導委員会) | <ul style="list-style-type: none"> ○学年・学級開き、学級のルールづくり (学級活動) ○行事を通じた人間関係づくり (1年生を迎える会・遠足) ○縦割り活動 (けやきタイム) ○朝のあいさつ運動 (当番学級) | <ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策に係る説明・啓発 (保護者会) |
| 5月 | <ul style="list-style-type: none"> ○児童に関する情報交換 (生徒指導部会) | <ul style="list-style-type: none"> ○行事を通じた人間関係づくり (運動会) ○縦割り活動 (けやきタイム) ○人権作文・人権標語 ○朝のあいさつ運動 (当番学級) | |
| 6月 | <ul style="list-style-type: none"> ○児童に関する情報交換 (生徒指導部会) ○第1回アセス実施 (2～6年) ○第1回いじめの実態把握アンケート調査 (全学年) | <ul style="list-style-type: none"> ○縦割り活動 (けやきタイム・清掃) ○朝のあいさつ運動 (当番学級) | <ul style="list-style-type: none"> ○保護者との情報交換 (個人面談) ○いじめの実態把握アンケート調査について説明 ○前年度いじめの実態把握アンケート調査結果報告 ○地域等との情報交換 (学校運営支援者協議会) |
| 7月 | <ul style="list-style-type: none"> ○児童に関する情報交換 (生徒指導部会) ○第1回 教育相談・アセス検証 (校内研修) | <ul style="list-style-type: none"> ○縦割り活動 (けやきタイム・清掃) ○朝のあいさつ運動 (当番学級) ○子どもいじめ会議 (小中一貫) ○行事を通じた人間関係づくり (林間学校) | <ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策に係る説明・啓発 (保護者会) |

| | | | |
|-----|---|--|---|
| 8月 | ○いじめに関する研修 (校内研修) | | |
| 9月 | ○児童に関する情報交換 (生徒指導委員会) | ○縦割り活動 (けやきタイム) ○朝のあいさつ運動 (当番学級) ○行事を通した人間関係づくり (針小まつり・修学旅行) | ○第1回アンケートについての報告・説明 ○保護者・地域との情報交換 (針小まつり参観) ○地域等との情報交換 (学校運営支援者協議会) |
| 10月 | ○児童に関する情報交換 (生徒指導部会) ○第2回アセス実施 (2～6年) | ○縦割り活動 (けやきタイム) ○朝のあいさつ運動 (当番学級) ○行事を通した人間関係づくり (市内陸上記録会) | ○保護者との情報交換 (個人面談) ○第1回アセスの結果についての報告・説明 |
| 11月 | ○児童に関する情報交換 (生徒指導部会) ○第2回いじめの実態把握アンケート調査(全学年) | ○行事を通した人間関係づくり (校内音楽会、風の子マラソン) ○縦割り活動 (けやきタイム) ○朝のあいさつ運動 (当番学級) | ○保護者・地域との情報交換 (校内音楽会参観) ○第1回いじめの実態把握アンケート調査結果報告 |
| 12月 | ○学校評価 ○児童に関する情報交換 (生徒指導委員会) | ○縦割り活動 (けやきタイム・清掃) ○朝のあいさつ運動 (当番学級) | ○学校評価に係る 保護者アンケート ○いじめ対策に係る説明・啓発 (保護者会) ○地域等との情報交換 (学校運営支援者協議会) |
| 1月 | ○児童に関する情報交換 (生徒指導委員会) ○第2回 教育相談・アセス検証 (校内研修) | ○行事を通した人間関係づくり (針小郷土かるた大会) ○縦割り活動 (けやきタイム) ○朝のあいさつ運動 (当番学級) | |

| | | | |
|----|--|---|---|
| 2月 | <ul style="list-style-type: none"> ○児童に関する情報交換 (生徒指導委員会) ○第3回いじめ実態把握アンケート調査 | <ul style="list-style-type: none"> ○行事を通じた人間関係づくり (6年生を送る会) ○縦割り活動 (けやきタイム) ○朝のあいさつ運動 (当番学級) | <ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策に係る説明・啓発 (保護者会) ○第2回いじめ実態把握アンケート調査結果報告 ○学校評価結果公表 ○地域等との情報交換 (学校運営支援者協議会) |
| 3月 | <ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止基本方針の評価 ○改善策の検討 (生徒指導部会) ○いじめ防止基本方針の見直し・検討 (いじめ防止対策委員会) ○児童に関する情報交換 (生徒指導委員会) | <ul style="list-style-type: none"> ○行事を通じた人間関係づくり (卒業式) ○縦割り活動 (けやきタイム・清掃) ○朝のあいさつ運動 (当番学級) | <ul style="list-style-type: none"> ○年間いじめ実態把握アンケート調査結果報告 |